雜集

鈴木大

共四冊

和書門
類 三六〇五一 號
函 二二四
架 四
冊 三八

内閣文庫
和 三六〇五一 號
函 二二四
冊 三八

内閣文庫 24

内閣文庫
番號 和 36051
冊數 38 (3)
函號 150 155

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

1024

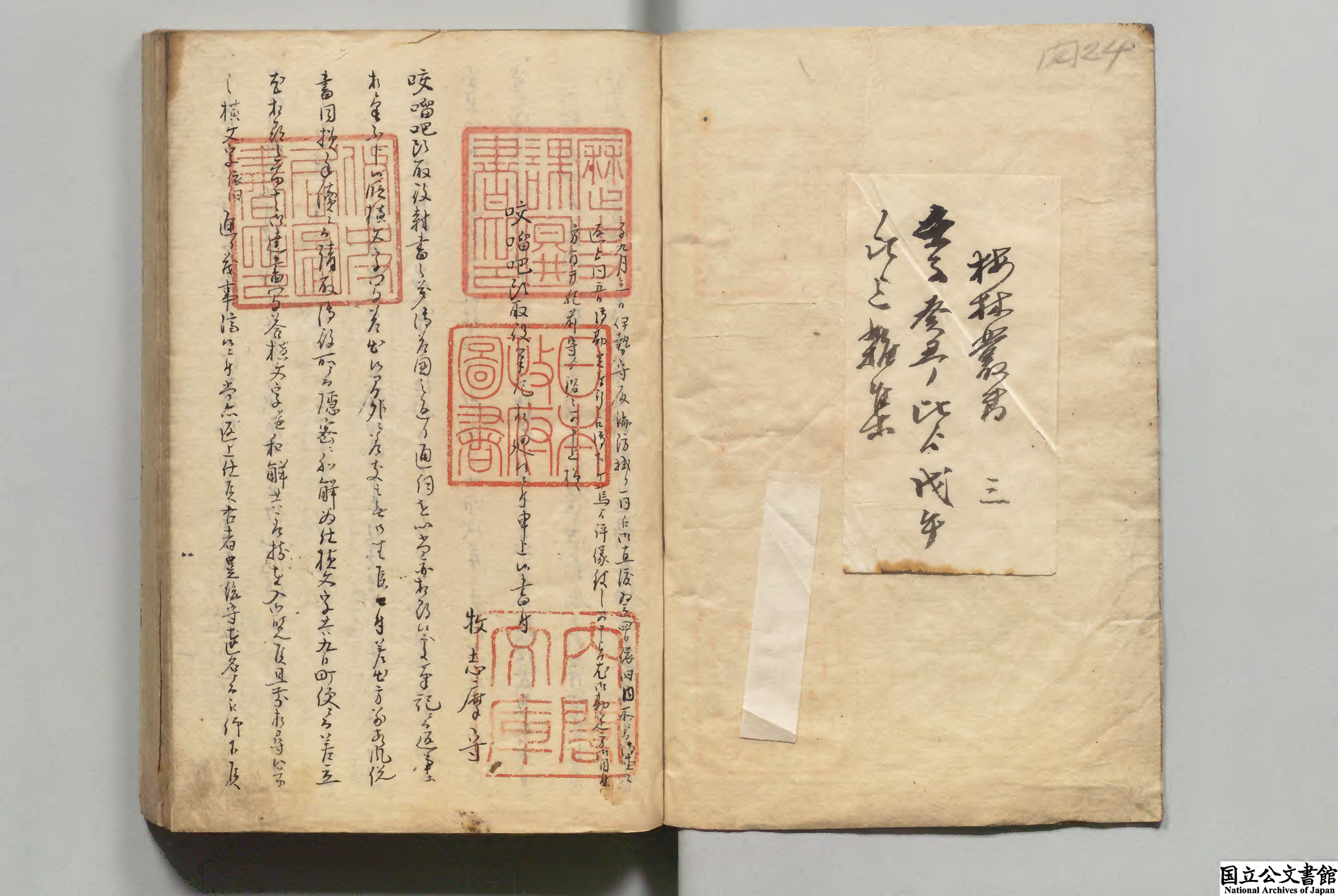

牧志廣寺

所当地差様ニ表ニ為養育し紅毛阿蘭陀国ニ渡ス者ハ私而已ニ付ハ
ロ尾長崎新甲比丹様ニ相渡ス者ハ紅毛風俗ニ古甲比丹ニ名中
ニ為ス名様ニ候ハ新甲比丹一向ニ知ラザルニ付ハ拙者共ハ国ニ中合置
候通ニ付ハ中出ニ為し為ス試ニ成ル様ニ上長崎ニ中継長崎ニ
将来古甲比丹ハ帰ル者心入ニ為ス様ニ接待ハ長崎ニ中合長崎ニ
事ニ一言一意過不及ハ紀仕候者ハ拙者ニ一味成ル者ハ先級ハ厚寺ハ浦ハ
東ニ為ス者ハ長崎ニ中ニ長崎ニ振ハ東ハ長崎ニ長崎ニ
当町便ニ為ス者ハ長崎三日位ニ上長崎ニ急町便ニ為ス者ハ九月ニ為ス者
仕長崎ニ五月ニ為ス此ニ為ス者ハ長崎ニ中合ニ為ス者ハ

此様ニ接待ス紀ニ為ス者ハ長崎ニ及長崎ニ自然通信ス情態ニ為ス者ハ
仕様ニ商ニ仕長崎ニ為ス者ハ新甲比丹ニ為ス者ハ国ニ為ス
事情ニ為ス者ハ為ス者ハ為ス者ハ為ス者ハ為ス者ハ為ス者ハ
先ハ為ス書ニ為ス者ハ為ス者ハ為ス者ハ為ス者ハ為ス者ハ

子八月

牧志子

書面先ニ為ス者ハ新甲比丹ニ為ス者ハ紀ニ為ス者ハ古甲比丹
様ニ為ス者ハ接待ス者ハ長崎ニ上振ハ下ハ為ス者ハ為ス者ハ
為ス者ハ仕様ニ通ス時宜ニ為ス者ハ為ス者ハ為ス者ハ為ス者ハ
為ス者ハ為ス者ハ為ス者ハ為ス者ハ為ス者ハ為ス者ハ為ス者ハ

深谷遠江守
石河土佐守
杉平河内守

長崎奉行ヨリ仰渡案

此度特使渡書記請取ヨリ失道ヲ以テ甲必斯保帆ニテ品川ヘ合ヒ上坂ヲ下ケ申シ候ヒ中渡候事

右ハ先ヲ以テ為ヒ仮一日ヨリ後ヲ冊ヲ以テ為ヒ申候

清太郎ヲ請ヒ十五分ヲ以テ紀南ヲ過ス

筒井肥前守
戸川中務少輔
井戸鐵太郎
都筑金三郎
竹内清太郎

咬噶吧都督職之者筆記和解

表紙書

内密

暦数千八百五拾二年第十月廿五日嘉永五年五月八日於咬噶吧

阿蘭陀国王歐羅巴洲中書ヲ以テ

去越南書ヲ遂交ホ為ヒ亜北アメリカ共和政治ヨリ軍船日本ヨリ

八歐羅巴洲中絶勇ヲ国ト共和政治ヲ異リ

軍船ニ許多ヲ其和或ハ兵氣仕掛或ハ尋常ノ帆前ヲ船ヲ

右ハ仕組ヲ厚ク殺伐ヲ為ヒ

振付ケ何モ経中ニ
右様ニ御安堵ニ被成候ハヽ阿蘭陀王ハ
ひたすら心ヲ一ニ可致
数百年来日本ニ対シ奉ル忠実
忠節義ヲ尽シ既ニ歴数千万四十四年ヲ経
国王光代 日本ニ来リ交市ヲ求ル
忠節ヲ深ク為外国人ニ可申付 江戸表ニ
拝謁ヲ願ヒ度ク存ル
見指留リ難キ事ニ御依頼遠ク
仕何ト義難止

中ニ付ケ
危患ヲ防ク法趣向ヲ安ク
阿蘭陀頭印度都督ニ阿蘭陀国王ヨリ中付書ヲ
甲必丹ニ者ヲ差遣ス
法聴ニ達ス可キ事
法ニ
法寛遇
法威勢ヲ
日本ニ法度ヲ付ケ
日本ニ
日本国家ヲ
安全ニ
日本国王ヨリ
中付書ヲ仕立
日本接渡シ
国
国
国

右之件に付阿蘭陀船印度大戦既に所評定役お勤め
被実点の向に予則ち
中付為ち新甲必丹等阿蘭陀國王から命令ち
日本出官府向出来る義出来ず前ち中之為出策之方便
等中ち阿蘭國王ち中合ち趣意中ち為何卒出辯別ち
ち希度出産ん
阿蘭陀國王右之件に付中ち為義聊自己之利を貪り
義を無之産実之を書し中ち度義為之自況成ち
之通ち実意義通拙ち予為時ち阿蘭陀國ち謀出

深く歎息仕義に奉存ん右様度事中ち為ち面倒大切ち義
義無止ち為ち出産ん
世上ち記説往古ち説ち天の物ある所地上隔ちると
以て此度の呂宋の物欠たる所の硬互ち相比或ち宋ち双
方の使利を旨ち出ち為雖然日本の出國ち中威勢盛ち
ち聊ち出ち説ち出泥ち為ち
諸方國ち陸ち強ち望ち
御右ち出ち界ち列ち出離れ他ち出國関係
防ち出ち為ち甚ち以出煩敷ち

右換之始末に付ては時宜に寄り兵器に及ひ永き戦と
為不免とて お張り中万端其方共自然右換に混雑を生
出 為換之事 一度之時 右混雑を仕 阿蘭陀人
も 日本と敵国 義 [候今日] 強言 始し 万国之義 難治 換之内
場合 抜 換之義 [手] 取 為換 之 [も] 取 為 賞 歎
成 [候] 事 [歟]

此書物一覧之命 [諸役之面方] はぶ [ま] んに

右之通和解 [差] 出 [申] 候 [哉]

子八月

西 吉左衛門

[東之部]

[十]

丑八月廿一日 [此] 動 [之] 砲 [を] 以 [呼] 出 [之] 佐賀藩三[人]
[為] 警 [固] 出 [役] 被 [仰] 付 [候] 利 [左] 衛 [門] 鍋 [島] 直 [正]
[と] 申 [付] 内 [渡] 之 [旨] 之 [通]

外国之儀 [に] 付 [而] 者 [当] 時 [之] 有 [様] 兵 [事] 東 [之] 義 [海] 内 [来]
[為] 警 [者] 為 [之] 為 [也] 為 [也] 為 [也] 為 [也] 為 [也] 為 [也] 為 [也]
[時] 之 [内] 打 [絶] 打 [絶] 為 [也] 為 [也] 為 [也] 為 [也] 為 [也] 為 [也]
不 [為] 厚 [内] 海 [之] 為 [警] 之 [内] 海 [之] 為 [警] 之 [内] 海 [之] 為 [警] 之
仰 [為] 抜 [之] 為 [也] 為 [也] 為 [也] 為 [也] 為 [也] 為 [也] 為 [也]
四 [民] 之 [為] 武 [家] 為 [也] 為 [也] 為 [也] 為 [也] 為 [也] 為 [也]

仰付農工商ニ属セシ別ハ西洋ニ於テハ防禦ノ為
ニ西民ニ力ヲ尽シ一方ニ於テハ内地ノ利ヲ興シ
古来不変ノ命ヲ奉ジ国ニ尊ク一ニ内備ノ為ニ
内ハ上毛ニ於テ開墾シ之ヲ成ス者ニ賞シ開墾
ノ論ニ基ク付ク所ノ移別ニ下ニ出ル所所ニ有ル
仰付ル所ノ仕事ニ稽ヲ得ル者ハ力ノ及ブ所ニ
ヨリ應ジ一方ハ内ニ向テ上納金ヲ改ル稽ヲ能ク
尤強ニ上ル者ヲ選ブ事ニ不ル所ニ有ル
右ハ伊勢中ノ教ノ為ニ

風説書

一薪水ノ食料ニ属セシ
ヲ仰付ル事難ク
近十分用ニ足ル
一魯西亜人ノ帰帆中陸中蘭船
仰付ル事ニ
差免ル尤神国ニ
可ル中ノ中ノ先年何蘭
清国ニ報ス

[illegible]
[illegible]
[illegible]

蘭船近き方へ発砲致候ては外国へ無礼に
相成候旨ハ不苦旨お答申ハ
一乗船ハ国十二三度ニ成候ハ元来阿蘭陀国ハ
其魯西亜国と隣国ニ付ハ
永年ハ蘭船ハ
一白帆注進ハ
御意ニ
使節
帝都
一通
一通
一

おかれるおそれ信大金し抜成者禁令を指令即潮を水
を流れを掛ん府見を浴金中之潮を通ひ罪を
流を落れ仕様おそれを空一おそれを含み詰を即水
あり
一四郎島之新高場之図巨細お写ハ式高場も即ヨーロ
ッパ仕様を之中ハ高悪を事
一当月蘭人の使者長崎ニ云ケレ人船ホタ浦来ル
四式通詞云未後来ハ若ハ新我蘭人云ハ小船来
毒気ハ十二被ジヤガタラニ着船日本浦あ由を

蘭船ハ三日ハ段ハ帆ハ船其後ハ言ハ蘭船ハ数ハ日ハ
第ハ言ハ者ハ何国ハ寄船段ハ
船長ハ言ハ風説ハ
ハ小者ハ他ハ浦ハ
一式ハ言ハ西ハ一条江戸ハ
条ハ通詞ハ咄ハ三年ハ
陸ハ黄気ハ
夷ハ長ハ滞船ハ
日本ハ
蘭船ハ難ハ得ハ咄ハ
おそれハ
ハ及ハ蘭人
ハ幸ハ
ハ用ハ
ハ西
ハ通詞ハ
ハ江戸

北海道事業ニ於ハ一ヶ月ニ付百円以内ニテ足ル
國土新規工夫ノエレキテル仕組ニ並氣船ニ百
江戸近ニ三度ハ出ル
一通詞云エレキテル妙ナル物ニ若干ノ持度
療治有ハ一種ノ異ナル工夫ニテ
備ヘ元大和自由ニ深ク儀ヲ南リ
中療養ニ示ス
一太エレキテルハ療治ヲ用ヒン示ス
チウキ・キチガイ・キヤノ此外無脈ノ帯ニテ身體不自由ナル者
此針金ノ末ヲ有ル処ノ手ヲ両手ニ握ラセ箱ノ前取手ヲ廻シ後ハ
足ノ指先ヨリ惣身ノ筋ニ沿ヒ上ル此ハ相驚キ俄ニ手ヲ
惣テモ相離レス惣身ノ血道ヲ動カシ放軽病ハ一種ニ血
道ヲ開キ快方ニ成ル重キ病ニハ血道ヲ動シ後ニ薬用ニ必ス
不治ニ云フナシ
右之エレキテルヲ此氣船仕組ノ工夫
お事ハ必ス言ハヌ事ニト蘭人云

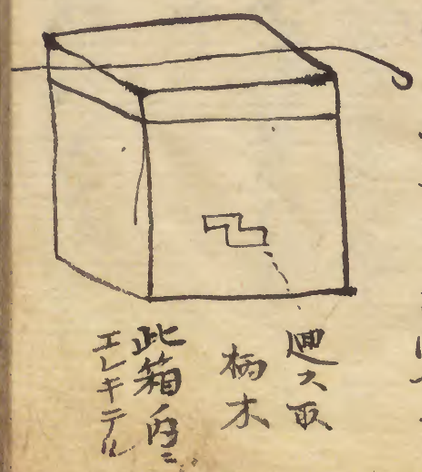

去長崎先月十七日安帆船打殺之後
寄に彼地表三て商賣致し者取扱相同様自帆船五艘
又ハ自船ニ而ハ何方ニ成望無之ニ而ハ不相成
此商賣表に法度之儀ニ而ハ無之ニ而ハ
積荷之儀ハ全数取扱之儀ハ
以ての穏ニ差留ハ不申ハ
光圀間横摩義嘉子南之
同氏下北雪中越ハ
八月吾

松平義濃守

於長崎先月十八日薩摩守
[illegible]
[illegible]
[illegible]

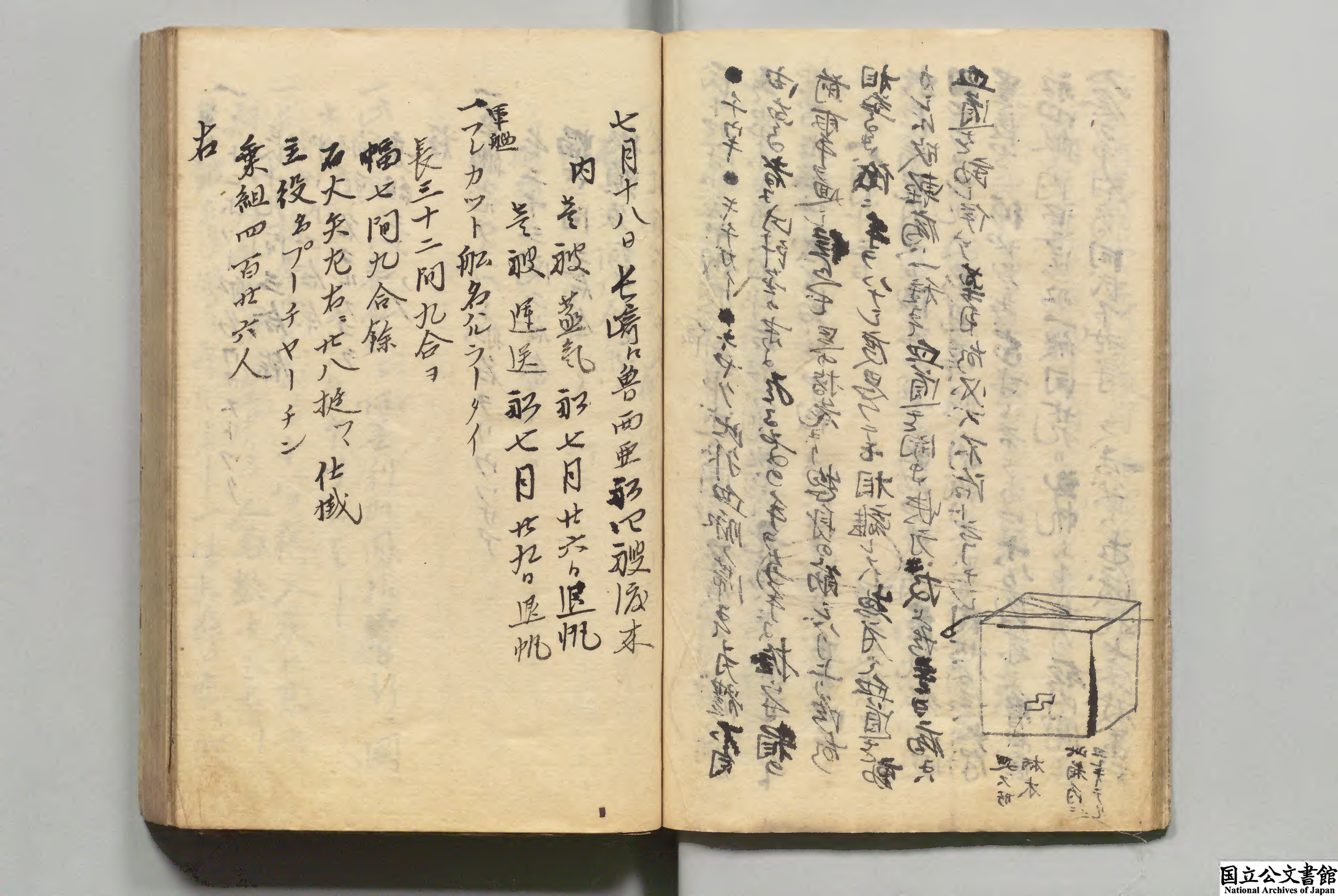

七月十八日　七時ニ魯西亞船ハ出帆ス

内　蒸気　船　蒸気　船　七月廿六日　退帆

　　蒸　船　運送　船　七月廿六日　退帆

軍船

一フレカット船名ルフーダイ

長三十二間九合ヨ

幅七間九合餘

石火矢九挺　但八挺マ　仕掛

主役名プーチヤーチン

乗組四百廿六人

右

一蒸気
ストンボット船名ワヲストツリ
長十九間三合餘
幅四間二合余
船頭名コルスコラ
乗組三十八人
右

一軍艦エルフエット船名ヲリウツサア
長二十三間二合余
幅六間三合余
船頭名ナシイモフ
乗組百六十三人

一煙ヲ吹スホルトシキツフ船名タイニシーマフ
長十五間八合余
幅四間九合余
船頭名フウールウルウルムム
乗組二十八人
右

一式度余りは魯西亞も何差利加同様蒸気、國
き直とお成一の中肯中空なり
一七時大村侯出発ニ付十八日夜に入侯出発
同じく不知扶中空中ニ人馬数十ヒ落
其ニ数多り写も落こよりて一生お驚ク空ヲ仰

きりしたん宗門改知れ申ざるよし

同廿九日筑前藩小郎ニ引取ニ参候

一高麗湾ニ夷人三人上陸いたし発砲

ニ守兵右夷人ヲ追元迄数ニ打撃いたし

より右夷人ハ逃走いたす

一魯西亜人来航ニ儀江戸ハ内伺十八日ニ御答ハ

ニ被申遣厚陸ニ申上ニ付

長崎ニ而ハ何ぞ異人通商ニ付ハ

一蘭人ニ通常ニ蒸気ハ江戸近一日一夜ニ

成魯西亜ニ参ル事ハ

七月廿八日晩大村藩ヨリ帰藩出張

同廿一日大村藩帰藩

長崎固大村藩ニ

大村藩内鶴田村ニ士大将一手

同 大浦村ニ士大将一手

長崎屋敷ニ家来一人

館内浦ノ村ニ後詰大半

長崎市中警衛

七月廿日島原藩

廿三日平戸藩ニ

廿七日筑前藩長崎ニ

出張

出張人数

六月九日立飛御申渡ノ事

嘉永六年癸丑七月十七日巳ノ下刻住進六ツ半ノ下刻高輪海岸
ゟ西の方に碇入る

第一「フレカット」（戰艦ノ中者）軍船「船名「パルニタト」」新都出帆

一 船主役名「フーテヤーテン」一 船長サ百八十七「戦尺二分斗リニ当ル」「フート」巾四十五「フート」

一 乗組置二十六人 一 石火矢四十八挺 玉目十三メ目位

第二「ストムボート」（蒸気快船小舟）船名「ウキスト」全

一 船主「ユルオフラ」一 船長百十一フート巾四十フート

一 乗組三十八人 一 石火矢二十挺「バンムハング」

第三「コルベット」（戦艦ノ小者）軍船ノ名「オリウツサー」出帆未詳

一船主「ナシトモフ」一船長百三十フート 幅三十六フート
一乗組百六十三人
第四「ダウレスホルトリヒキップ」軍船 船運送 船名「メンシエウ」
東察加出帆
一船主「フハール」一船長九十フート中三十八フート
一乗組二十八人 一砲十門

於ろしや国

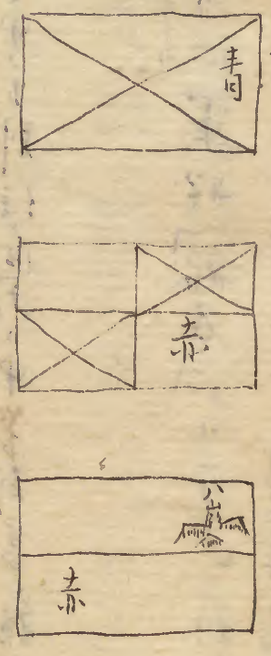

入津し魯西亜と条約済し名ロたる迄

第一フレガット 軍船一艘之名
一亜役し名 フーナヤーチン
一船し名 パルラーダー
一船し長サ 百八十七フート 魯西亜尺下同 ヒロ数三千弐百九合余
一同巾 四十五フート ヒロ数七百九合余
一乗組人数 四百弐拾六人
一類船し有之 四艘し有之
魯西亜国ペートルブユルグ堅蓋魯西亜新布 一同去子十月出船

一漂流人連渡石巾丸
　寸二　ストームボート　蒸気船
一船数名　コルヤコヲ
一船之名　ウヲストック
一船之長サ　百十フート　巾百拾九万三合余
一同巾　二十四フート　巾百拾四万弐千余
一乗組人数　三十八人
　右武蔵ヶペートルブユルグヶ船
　寸三　コルフェット　軍船之名

一船数名　ナシーモフ
一船之名　ヲリウウサア
一船之長サ　百三十二フート　巾百六万三合余
一乗組人数　百六十三人
　寸四　クランスポルトシキップ　運送船
一船数名　フウールウルヘルム
一船之名　インシーコフ
一船之長サ　九十　フート　巾百拾六万八合余
一同巾　九二十八　フート　巾百拾四万九合余

一 条但人数　　武拾八人

右武拾人カムサツカヘ船

伏按未扎知　貴國御前大臣布怙廷所御命航来親迩而其書實係上宰相子也利羅德公見贈爲閣書中所陳述云。貴國　大君主思我両國邊疆之交錯欲加釐正備悉意旨又云。貴國既據古来未有廣大之邦土無要別得新地持盈保滿之道良宜尓且我國與　貴國各土其土民其民無事相安原靡闘衅之端乃今般使節之挙其出好意而不出無意亦爲彰明較著不容疑者。貴國既以好意来我邦何得不以好意報耶。第邊土之経界。貴國以爲甚不明晰則諭飭邊藩加査覈而差大史與　貴國官人會同商議以帰劃一然辺藩之査覈必按圖籍確有憑慎重從事不許繇毫疎緩是固非今日所能辨也若夫貿易来往之事則祖宗遺法有勵禁歴世所遵奉弗失故晨昔　貴國嘗有開市之請而我邦業已固辞意其巔末公等所亮悉也但現今宇内形勢變遷貿易之風駸々日長誠不能取古例律今事頃者合衆國人尓来乞市日後列國之乞市者必接踵而至夫列國乞市之繁如此乃是我尽一國之力應承星羅碁布之萬國其力之給不給未可知也且如我境内邦土之貢挨其多寡精粗亦豈旦夕可辨之事耶。矧我　君主新嗣位百度維新如斯等重大事須必奏之京師諭告之列侯群官快同商議之而后從事顧勢不獲不費三五年之時月雖差似延緩公等且從吾言坦懐以俟爲迨議論一定諸事整頓之後便当豈時報聞也況我國之於　貴國壤界相接宜加鄭重故特遣重臣二員於長崎會晤布怙廷以尽其曲折而其他一所宜布報者尓比白俾之面悉幸有以諒之不宣。

大俄羅斯國上宰相子也利羅德公閣下

大日本國老中

阿部伊勢守正弘
牧野備前守忠雅
松平和泉守乗全
松平伊豆守忠優
内藤紀伊守信親

嘉永六年癸丑十月十五日

嘉永四寅春月　穿於碧邸　寓合之樓上

嘉永癸丑買朝ノ後庚申福州ノ琉球ニ到ル

指之同船ノ為ニ書状ヲ

陳南地ニ義ヲ年ノ廣西省ニ兵乱有ル所ヲ

鎮ヲ年七八月賊兵南ニ攻ル十二月ニ湖西省被攻

官兵共数万人城ヲ捨テ退南京城ニ籠リ

上攻ル二月十万南京城ヲ奪取城中ニ犯婦幼子男女

家ヲ焼ル死体血地ニ積テ三寸川水

死体ノ臭ヲ人ヲ教ヲ苦ヲ

尽ヲ人ヲ同年ヲ陝西省ヲ

初春ニ攻城ヲ備ヲ

徒表ヲ及孫和大小ヲ

国立公文書館
National Archives of Japan

閉遠方に逃去言語を絶する時用物調達方
あ去る中に拾白石砲の弾薬ハ商人に宿許に
仕有十吉 為来 ハ 入に取 ハ 用物お調
義年完来後者年ハ 出 十 ハ 商 ハ 居
出買人方手紙来 ハ 地 ハ 帳 ハ 用 お 年 ハ
花ハ 価 ハ 定買調 ハ 拾 ハ 釧 差 商 大 臣 同 大 臣 直 録
有 総 将 隊 大 臣 ハ 外 山 東 河 南 陸 西 省 ハ 兵 都 今 二 十 余
万 人 ハ 引 率 南 京 ハ 出 ハ 戦 防 方 ハ 信 ハ 戦 兵 ハ
江 戸 閉 及 ハ 信 ハ 方 ハ 出 ハ 南 京 ハ 引 退 ハ 薩 ハ 表 ハ
静 ハ 出 ハ 用 向 調 方 お 角 お 御 ハ 居 ハ 言 ハ

逃去未 ハ 用 方 ハ 信 ハ 居 ハ 多 拾 ハ 年 ハ 弾 ハ 砲 ハ 少
都 大 ハ 言 ハ 出 ハ 久 ハ 言 ハ 調 ハ 代 ハ 年 ハ 居 ハ 兵 ハ
方 ハ 信 ハ 御 ハ 行 ハ 逃 ハ 年 ハ 年 ハ 信 ハ 有 ハ 吉 ハ 同 ハ 十 ハ
為来 ハ 先 ハ 御 ハ 角 ハ 正 ハ 行 ハ 兵 ハ 五 ハ 兵 ハ 気 ハ 言 ハ
海 ハ 河 ハ 戦 ハ 山 ハ 戦 ハ 出 ハ 来 ハ 信 ハ 逃 ハ 拾 ハ 年 ハ 廣 ハ 東 ハ 者 ハ 出 ハ 楽
結 ハ 船 ハ 郷 ハ 十 ハ 所 ハ 言 ハ 多 ハ 用 ハ 戦 ハ 来 ハ 為 ハ 出 ハ 来 ハ 為 ハ 強 ハ 奪 ハ 行 ハ
官 ハ 所 ハ 分 ハ 逃 ハ 人 ハ 言 ハ 人 ハ 物 ハ 多 ハ 出 ハ 行 ハ 三 ハ 拾 ハ 来 ハ 船 ハ 言 ハ 兵 ハ 拾 ハ
十 ハ 商 ハ 人 ハ 及 ハ 拾 ハ 言 ハ 吉 ハ 旦 ハ 度 ハ 門 ハ 不 ハ 逃 ハ 言 ハ 船 ハ 用 ハ 不 ハ 大 ハ 為
船 ハ 并 ハ 為 ハ 稼 ハ 行 ハ 戦 ハ 御 ハ 留 ハ 廣 ハ 戦 ハ 為 ハ 船 ハ 所 ハ 為 ハ 強 ハ 奪 ハ 行 ハ 為
為 ハ 言 ハ 言 ハ 人 ハ 無 ハ 義 ハ 十 ハ 述 ハ 由 ハ 兵 ハ 気 ハ 言 ハ 程 ハ 年 ハ 逃 ハ 右 ハ 通 ハ 兵 ハ 気

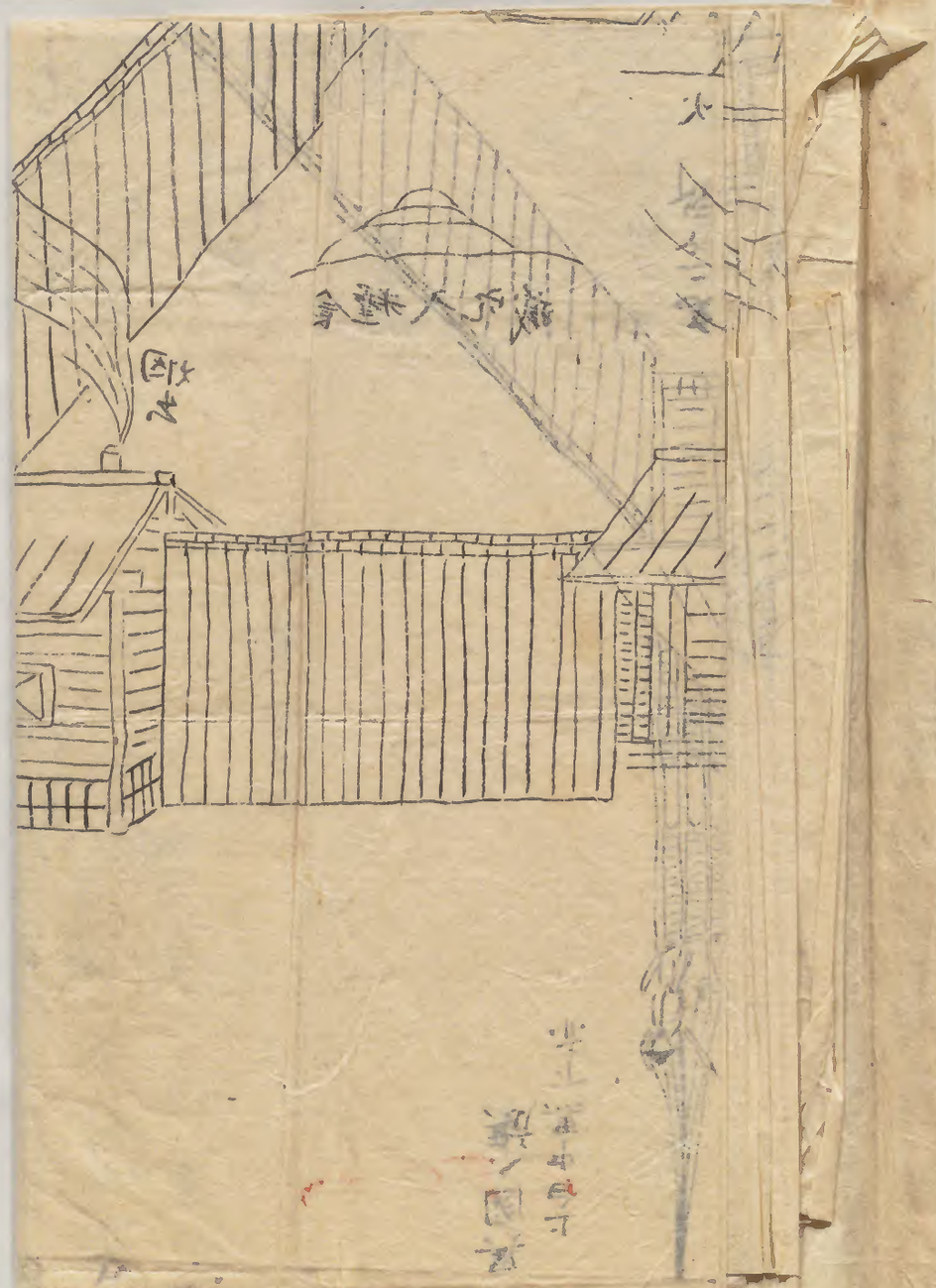

陸奥守殿南部方福岡より遠路ニ所方式
義方之者急ぎ罷登り可申ものニ
丑四月 朝ヶ

嘉永六丑年九月ガ前北海夷地カラフト場所ニ渡来ノヨロシヤ船ヨリ居残リ越年ノ異人七拾一人同月ヨリ取拵リ居所或拾五間四方位ノ縄張壕ニ四隅居所二隅ノ物見櫓何レモ八寸四方位ノ角材ヲ二重ニ建ル前怒人数七拾一人ニテ右居所相守罷在ル異国

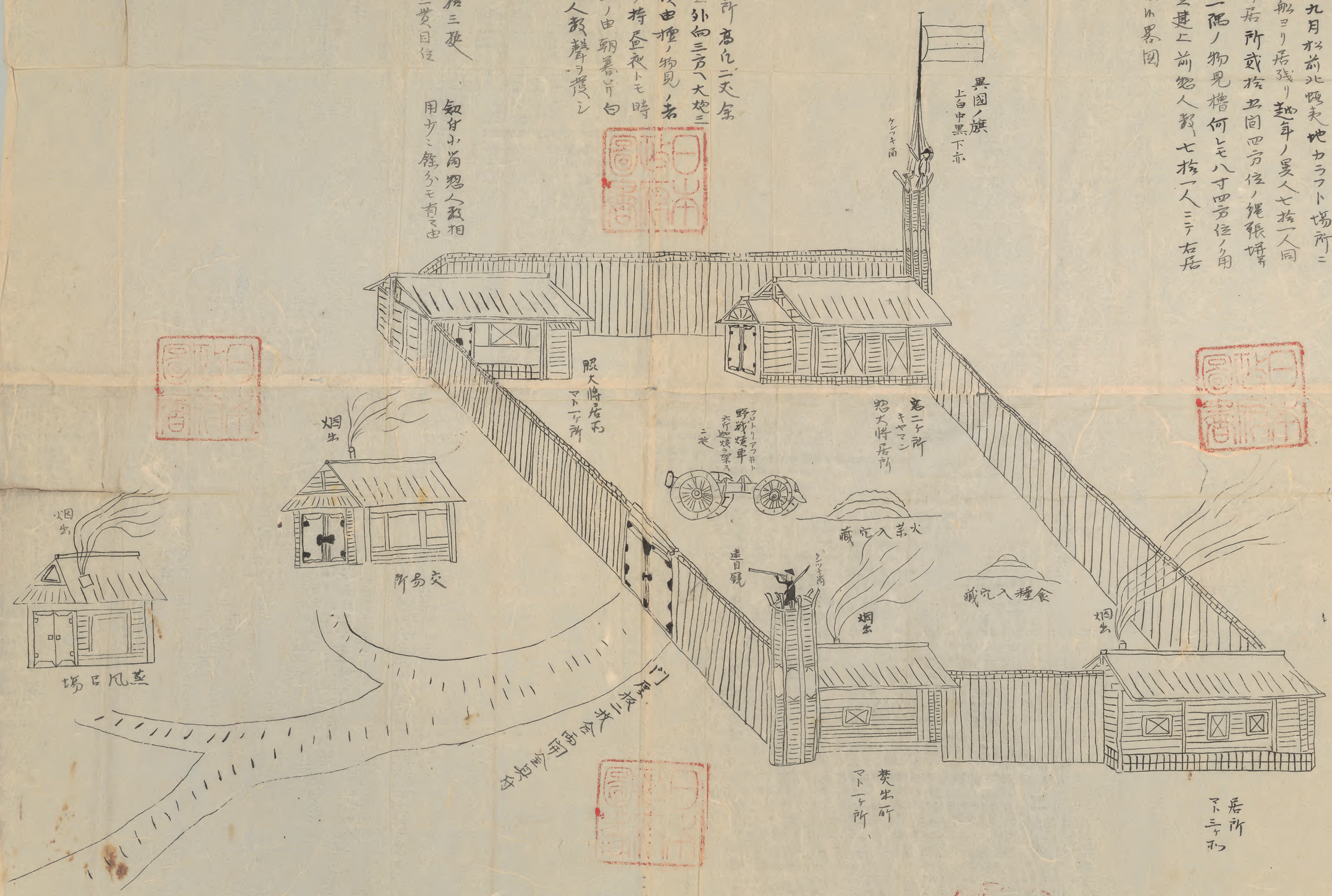

松前一件

南八月頃ヨリ松前伊豆守様ヲ内カラフト漁場東蝦
夷地ヲ中所ハ数の子ふしん所ヲ産物の子ヲ所ハ南
夏の内ヲ秋さけ一入近漁師ヲ外庶民帳表地内ソーヤ
ヲ十八里北東の方ヲ尽し海を渡り松前ヲ右ワキヤ近二百
八十里法度ヲ十月下旬ヲ永張洪波海お出ヲ右八月
世日ヲ新オロシヤ人ヲ新ヲ再ヲ長サ三間程ヲ二番ヲ
嶋少度隠ヲ三人乗ヲ指二番さけ出侍士ヲ所ヲ侍方
ヲ各ヲ庶ヲ番所中ヲ各嶋少度ヲ遣入ヲ飯ヲ
指出ヲ新オロシヤ人三人九大造、給ヲ上、恩義ヲ述ヲ様

子兼ねて言葉ふ おのれ
出敵指出之形の切組し家木積付まより右中屋場ら出
揚り言ひ書ひし家を おのれ出ら者 当人共之形 長脇之
いかや事内出ら者 遠入居ら長サ三十間程横八尺程
居し二階ハ五ら五ら出し くり居し 決こと ちみ火事ら人数
ら戸 指出吳ら者 依之おのれハ者を切ハ 仕方
沖 出ら形ハ之仮 神ら剣を抜き 右の通ら出ら者
多て 右剣を後ら背中 出し ひらハ 神 おんて 当人共
おゆ沖 右ハ共之 殿様 指出ハ 指出ハ 出ら者
当ら出ら人ら 教ハて ハ 義 者ら 右ハ共ら 降ん 度人

共ら ひ剣を 鞘ら 刑ハ 指を 指出 酒を さし 出中
付右 人共 失ら 呑ら 上 当人共 、指出ら 呑ハ 右酒
ず 志 ゆく 苦く 焼酎ら 者ら 酔中ハ 右当人共 米十俵
さ 出ら 五俵中 之 五俵ハ おの 遣中ハ 夫ら 遣て 右当家ら
中 米ら 少屋ら 上陸沖 右 屋人 文 共ら 三 空人 呑ら 未
上 ら オロシヤ 人ら 居ら 亜墨利加ト 戦ひ 居ハ 者 真
十國ら 義 隣國ら 焼 者 修 ら 用 之 沖ら 当
当ら 内 出ら ら 指 者ら 沖ら 中 上陸 居ら 者 右当人
共 真 右場ハ 者之 南方 当 沖 紀四 ハ 松前ハ 者ら
沖 来ら 訴 上ら ハ 以上

右オロシヤ人大船四十丁之新造ニ付て海辺ニて出向け並
ニ亜墨利加着等ニて出拵ヲ以て出

九月十日

松前家来
叶右衛門 左掛役
三輪 勘

同 井田浦人
人数廿五人

御先手番並御代官
竹田作一郎

同 佐太郎
人数五拾人

二番手

三番手

右三番手ニ 御手代先生ニ付

同人
酒井 東
蠣崎周人
人数二百人

家老
松前 監物
人数三百人

右一番手二番手共カラフトニ乗組右ヲロシヤ人共出役
仮亜墨利加ニ行原ニ上ル松前へ連帰ル筈ニ付
出役下ニ付夫々ニ御役ニ付御手

右之若出之品使由右神田お玉池三百坪之義
第与相前表以第弁方之用之尽之事在南自
夢原稲荷之鎮座地中之事以右之旨中上之
安政
十月廿七日

伊勢屋
柴兵衛

普西亜欽差全權使大臣同知貴國人所住之處西國欽差
大臣相会之時以前並旦得信　貴國于亜墨利加合國
准定商利者大臣即意之乃以其跡而可定西國彊界矣
亦無疑之乃照　貴二位大臣所書之文普西亜唯其
商利諸事同列國也所以欽差大臣令先撤亜尼俺
所在之兵營而見景生情矣再者欽差大臣有重事
故殆怕不得已所定之時到亜尼俺俺口居然照已
在長崎所書之文將去近江戸一港口為定成西國和
約之事也因此普西亜欽差大臣使令本官傳此於
大日本國欽差岡井肥前守稲川路左衛門尉両二位

大臣台下　　本文下書　ポシヤト

同和解

[illegible]西至欽差全權使之大臣の為同席せるか為知ハ印
國之右位ハ協議、毎西国勢ハ之大臣為官ハ名字ハ印西
之アメリカ合衆国、商賈節ハ差許ハ共同為ハ付大臣
と者互ハ去者ハ右之振居之ハ毎西の強要ハ別ハ後之
諸判ニ之為実為ニ右極約案ニ中後之為ハ関之法毎
ハと大臣云弾ハ也西ハ見合也普西亜之商賈節之外也諸
国同様法免之為ハ為ハ付大臣と者アニハ差事居
之一先引拂之也 [illegible] 也外也神奈諸港ハ將又
[illegible]

[illegible]西亜ハ將ハ官ハ言為ハ為ハ右和解
日右貴官肥前肥前守孫ハ川路左衛門尉孫、普西亜使
節と命之者ハ肥前肥前守孫ハ川路左衛門尉孫使節と者
[illegible]
一使節ハ右日本貴官、先般之[illegible]
付ハ西西と節ハ為ハ右一同[illegible]
若[illegible]ハ廉[illegible]

一右之儀ニ付境界法極速ニ西蝦夷地ニ出張之中旦日如出之度法令之
事ニ付迫之百姓ニ於ハ日本人ニ雇ハ[illegible]
同様法令之儀ニ付[illegible]
又蝦夷地ニ相詰之者ハ[illegible]
一使者ニ付[illegible]
日ニハアツマ口陸ヲ[illegible]
法令判之儀ハ[illegible]

寛政十四年
寅ノ百十一日

右之通ヲ高知解義ニ付[illegible]

[illegible]

アツマ口陸奥ヲ[illegible]
而ハ退ケ[illegible]
[illegible]
[illegible]

御の儀は右条約にアイノ人を始め之を撫育いたかトマレコフ氏、昔年人口の對し不利を被合等の因縁をもって

マヨール氏
プースセ

右条約に

ホスレエト

右之通文之和解差出申候

嘉四郎
本永昌造

右地表前条に比較候て大地表者和蘭人の所有に帰し候ものと相成候ハ和蘭人の所有に帰し候ハ和蘭人の所有に帰し候ハ和蘭人の所有に帰し

一兵庫迄ハ金銀ニ付而書又ハ口頭ニ申聞候ハ、伊勢屋
惣兵衛、岡崎屋治兵衛迄地震奉伺出シ、惣兵衛
方ヲ大坂表ニ差遣シ、右ニ付而ハ、当地ヨリ兵庫ヲ経テ
江戸表ヘ罷下リ、右ニ付而ハ、当地ヨリ兵庫ヲ経テ
書面ヲ以テ
書面ヲ以テ
書面ヲ以

宮者四ヶ所地震之節不残地形相代為[illegible]

小田原 ヶ所損じ　箕根 半焼

長谷村 地震之上大海浪流失死人ハ少ク数

三島 皆焼之上地形相代　沼津 皆焼之上焼失ス

清水 同上

由井 半焼

吉原 皆焼焼失ス

原 ヶ所

府中 以地震人家皆焼

鞠子 半焼

清水 同上

江尻 皆焼焼失

田中 同上

嶋田 半焼

岡部 同上

藤枝 皆焼焼失

掛川 以地震人家皆焼失

袋井 皆焼焼失

金谷 之半焼

日坂 同上

濱松 半焼

舞坂 皆焼

横須賀 皆焼之上以地震

見附 類焼大半

二川 大半焼

吉田 小地震人家小破

新井 横須賀之内半焼

白須賀 大半焼

岡崎 以地震損じ之作橋大損人家同断

法油 半焼

赤坂 同

三ヶ所 西尾 地震人家同断

地震新 大半焼

[illegible]海国日記　宮津藩士人名録失

四日市大津港　石薬師少々損　名張少々損シ　桑名海損ニ叮嚀損傷流失

関口　坂ノ下口　亀山口

石部口　草津口　土山口

大坂地震ニテ大地震ニ振ヒ押流シ死失怪我人多大小船数可知ル船舵損シ如ク　京都本家家　伏見少々損

津田口　枚坂田口　山田海嘯ニテ家可家叮嚀大津港ノ如シ

志摩多田　海嘯ニテ大津港ノ如シ　紀州海嘯ニテ大津港ノ如シ

右蒸気船ハ以ツテ大坂ヨリ出ル　右蒸気船ハ以ツテ大坂ヨリ紀州中山ヨリ

青木氏　定和御国民

野司史

大政官符　立義士道誘国司

今日庶以梵鐘鑄造大砲之事

右二位行権大納言兼右親衛大将臣実萬

宣奉

勅夫外寇子怙国所運欲恐

宸襟也況於猶者何有差異哉頃年異夷再来八相

模海岸今秋魯夷渡来畿内近海国家急務只

在海防今日因欲以諸国寺院梵鐘鑄造大砲

小院置海内極要之地依不震速令諸国寺院

名社時勢寺之外隋古来名器及新時之鑑

其他意可溝換大砲乃
皇國權濃之業及也海兵事之時後又宣銷兵器以為
鏡不可有異議者諸國部知依宣行之符到
者奉行
權中納言西園寺公信下兼左衛門權佐源朝臣判
他理事大僧長友從四位上行中務權少
輔兼主殿頭左大史小槻宿禰判
奉
安政元年壬寅十二月廿日

甲寅

法令如象人之等之類以寛政之法令同而以為建設
法制設之外海防之地以為建設之自
然法令如象人海防之地步強之具以闕典之條令
西南北之海防之具不可容易以為建
之砲機銃之業十分警古制之類
砲不為建
右甲寅
台旨
寅法令設法令之作之事
設之法令之作之事

敬書

以當家
跡部甲斐守
土岐丹後守

講武所出役遠江守 彼地
作付 系図 高之
ヲ以ル

右伊勢守殿中渡し書付渡ス

大番頭
久貝因幡守
九鬼式部少輔
稲葉美濃守
加納備中守
地役
甲斐守
大目付渡守

右同文

以使者
彼地
移候ヲ
以使者
桜井主殿頭
土岐伯耆守

同断之儀被仰付 御
書取ヲ以ル 同人中渡 遠江国
遠州
遠州
桜井主殿頭
土岐伯耆守

以使者
移候ヲ
以使者
男谷彦四郎
森川久左衛門
実父
大久保
大学
長谷川久三郎
窪田助右衛門

被仰付 御
書取ヲ以ル 長徳寺
長徳寺
遠州
遠州
遠州
遠州

但大名也美川藩ハ速ニ藩屏、呼出ス仕候ヘ

示北組白洲中世又守紀　杉浦　[illegible]

陸奥守又次　[illegible]　[illegible]

松平信濃守紀　平岩[illegible]

[illegible]方　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一八幡ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

但七月重陽ゟ[illegible]

一[illegible]

[illegible]

十月

[illegible]

但[illegible]

[illegible]

十月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右之通相違無之候

[illegible]

右奉承知候

[illegible]

トシクルキュルシュス

二月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月初九日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右之西和蘭仏ヶ月

四月

長崎奉行ヶ月

西　慶右ヶ

右文　月送

一十ヶ年以来米国人の国教を厚敬し和を結び修好の交を
以て和睦を固くし西洋別て厚く交易を海を美人を他国人に
与ふ為に開き居候所地和蘭
三港貿易相異り独人仏人
と別て右三港滞在
弁書翰を文官諸都に送り
門を一同美国に倣ひ定り美艦
外地し仕来美国を初め修約を結し
厚を初め修約を結し

砲外四港を開き二十年を限り
年限を定め交易
可申約定を和蘭
可申と申し乃ち
仏蘭西人厚門
也米国人仕来
人厚門
同和このみ
別紙
由和蘭
子孫
ヶ厚
其他
為ハ交易
砲外四港を開き二十年を限り
年限を定め交易
可申約定を和蘭
可申と申し乃ち
仏蘭西人厚門
也米国人仕来
人厚門
同和このみ
別紙
由和蘭
子孫
ヶ厚
其他
為ハ交易

連て那比美久邪と称し十二人を伊豆国に交易し為に遣
はす所の船を捕へ乗組の者を捕へて右船を焼き伊豆
美国記羅を引卸し捕へ由右捕船乗人八十人と称し九
分一捕之者と為し残り八分を船主と為す
美国記羅ハ海賊人三郎船主と為し
組合之者共を召捕引渡す
以て伊右那比美人官吏ハ海賊船依頼官吏人書面を以奉
捕へ捕家を焼右船主を逆
而官吏判と呼捕の船人を逆
捕へ
逆美国記羅を捕
之者中等に成者を逆
之者を
逆
逆
逆

[illegible]

[illegible]

[illegible]

世界中為古國財と法隆寺に味方に思ひ八年上洛摘[illegible]
[illegible]に於て[illegible]法大憲を[illegible]
法為全し法度第[illegible]右三ヶ國し外掛印家屋は條約[illegible]
開[illegible]も[illegible]し然に世界中に強国と唱る四ヶ国[illegible]
條約を郷[illegible]氏之[illegible]し法度世界普通
し法律に法改[illegible]年[illegible]は[illegible]
此西法し國とハ[illegible]唱[illegible]尤[illegible]條約[illegible]
高陽法[illegible]者[illegible]西洋[illegible]人[illegible]至[illegible]
[illegible]
國[illegible]民美才[illegible]
[illegible]し國民[illegible]
[illegible]

り[illegible]
内法[illegible]心[illegible]
[illegible]
[illegible]
人[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法度四方悉皆一言一行無違背之間敷八方極地大切之
所為国家之基業擁護万民之仁政偏以聖意之一件
為外
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

一[illegible]

[illegible]

井上信濃守
中村[illegible]

[illegible]

[illegible]

法制局ヨリ伺ヒ出ル書類ハ内閣ニ於テ閲覧シ
[illegible]
[illegible]
法制局ハ内閣ニ属シ法律勅令ノ起草ヲ掌ル
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]書し拙之遂ニ中[illegible]主義[illegible]夫之内[illegible]一新[illegible]物
条件[illegible]引受之[illegible]計策を[illegible]
表意[illegible]実効中[illegible]
大統[illegible]命[illegible]別[illegible]
論[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

規定書

帝国日本ニ於テ亜米利加合衆国人民ノ交ヲ結ブ而至尤為ス
金樽井ニ信濃守中村勘助守ト合衆国ノコンシュルセラールエキセルレ
ントレトウセントハルリスト各政府ノ全権ヲ以テ可否熟評議し
約定ヲ為ス条目左ノ如シ

第一ヶ条

日本ノ地方ニ於テ合衆国ノ漂流ヲ亜米利加船ノ為ニ開キ土地ニ於テ
手船ノ修繕ヲ借ヒ薪水食料或ハ欠乏シ不ト雖ト石炭ハ
又之ヲ供給ス

第二ヶ条

下田箱館ノ港ニ来リ亜米利加船ハ薪水食料ノ不日ニ於テ供給ス
ル外ニ亜米利加人ヲ右ニ二港ニ至且合衆国ト下田
港ヲ貿易ノ港ニ為ス事ヲ免許ス
但シ此条ニ日本ノ政ハ五年年賦ニ百弗中間合衆国千八百弗ハ
年一百弗ヲ徴ス

第三ヶ条

亜米利加人指定ノ代銀幣ヲ以買ル時ハ日本金貨ヲ
或銀貨ヲ日本ノ銅ノ印ヲ以テ物品ヲ買ハ金銀ハ限ト称し
亜米利加貨幣ノ重目ヲ定メ然ル後ハ其ノ為ニ今ノ定
ル日本人ニ渡ス

第四ヶ条

日本人亜米利加人ニ対し法ヲ犯ス時ハ日本ノ法度ヲ以テ罪

日人異し西洋列国人日本人ハ法を犯ス時ハ西洋列
国の法度を以て「コンシュルセラール」或ハ「コンシュル」罰を受ル

第五ヶ条

若し日本貨幣の港ニ於て西洋列国人の取引を為し金或ハ銀の貨幣を受借ス又買ふ
銀共不足ざる時ハ不足を償ふ弁ざる

第六ヶ条

金銀の「エキヒルレンシー」「コンシュルセラール」七ヒ界外ニ出ス権
ハ日本政府ニ於て弁ス外国人ハ独と以ても新貨切造の
金を用ひ又ハ銀を用ひるを迎ひ
「コンシュルセラール」承諾セス

第七ヶ条

商人ハ不動産を西洋ニ於る「エキヒルレンシー」「コンシュルセラール」并ニ
銀貨ニ在る者ニ限り差出し内地ニ用弁ス為ニ限り銅銭を
開港ス

第八ヶ条

日本政府イギリス銀を造るべ金銀の「エキヒルレンシー」「コンシュルセ
ラール」ハ日本銀を造るべ有ル英国の為ハ英国法文を用
ひ

第九ヶ条

前ヶ条の内第二ヶ条を記ス不の日人を保ハ各約定を日々
行ふ

右之通日光出役四日年二月
八百五十七年六月十七日出発
ケ年一度のもの

井上信濃守　判
中村出羽守　判

一
七月信濃守殿出発
此日
一
出役
一
出役
一
出役

[illegible]年[illegible]日[illegible]出版四巳年[illegible]月[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

と就中左年費用の「ミニエーヘウエール」式銃数百挺を傳ふと雖ふ仮令し候とも七月中旬し頃なりもとも
一咲西と支那と戦争尚続て解事なし咲西こと支那ふ敗北ん
き懲く支那ふ敗北ん又まく支那ふ帰泊するの軍艦も迎
きなん帰く内地ふ入寇せんと欲するの勢あり
一支那サンハイの佛蘭西軍艦の商船も此地ふあり
しなと傳聞して不ふ業なる、事ふ仏蘭の用意なりと
一支那し内乱又開く生ふも故を以て流賊甚蔓ふ為ふ佛蘭
西も商船の為ふ非常し為甚憂慮なりと
一咲西ふ附属し事ふ於て「ベンガラ」地一揆蜂起し咲西の大官を
殺害し賊る模乱ふ及ふと云ふ如ふ此地ふも軍艦
数隻を送る日又支那と同ふ我邦を送る勢なる
西洋し兼ねて大概ふ用ふ為し好くを以て宜便し甚事和兵
撤底ふ到ふ也と云
ベンガラふハ咲国し属庫と称ふ於ふ力を尽して平均せしめん
と欲ふ為ふ又支那し戦争も亡年費の為ふ所多く左中
於ふ為ふ外ふ今此近傍一揆蜂起し属庫弦と傾覆ふ
当ふ亡ふ宜ふ重力を用ふるまで。支那ベンガラの軍用を
費ふ不の国財に為ふるべし是を補んと欲して又も兵卒の
使を頼て弱心をして左洋を都ふ及ふさふも知るべ
ふ嗚呼我ふ左洋一政ふ人を生ふ主を潜め思慮を深
うして国威をして隆ふ為ふ

○ヘンカラ立ち出し咲ゴ弦変の婦也る者こと多くの人のあるか殺害者
之しと云情趣情おべし　嗚呼婦人の事ある者何
の仇怨ふ及ひしものあるか
彦兵し後醫を他し井泉食物ふ毒を投し咲人をして毒殺せ
めんと結せし由セームルスト少即之ふあるか為ふ弟ト死ふ到る
と云し由事ふして遁ふ之ありと云
支那近世内紀屬部ふ外国物ふ海濱を接紀ふ此教て
屬地又之部設を合隙之堡塞を設撃破ゆるも者
て屬之ふ咲ふの強と結ふ弱八之る時ハ則強を捨て以弱と
為ふと云もの乳保系ふ事ふ為の崇敬之を畏ふ事ふ
ゲ也

○曲馬く咲ゴイーレドリッケレイ及ひランドマシルレイヴラットマシル等
を送り法製造を伝ふ　知ふを合色隙ふ此ふ存の新ふ為り
来りしく歯年力律の者新を伝付四船ふ
新郎博ふし第二号ふ古賀「スカウヒーン」能年ふ勅労ふ依て
第一号「セイテナント」官ふ進ス
○幸く年及幸年「メチユサ」弧ふ時として居りし新伝賀ハ「ヒューズ」
占歯年咲ゴ蔓ふ新四船号辛一ふ人を引て元屬ふ「デユ
ーモル」ふ到り全為の「ペボルキンイ」を求ふと云
和蘭ふし法織人多く咲国ふ来て法事業を製造ふ出るう新
事ふ此ふり之支那ベンガラに遣る兵器を造ふ為ふ
と後て和蘭織人を往業為を造ふ他ふ傳ふ為ふと云

○咲仏「ベンカラ」の事を記せる文章面白し国の其士人に諸を
入れて勧めさるものなりと之をブリキーキと云我兵を学ばず
其国民を誘ひて乱を起さる恨をはらすと云

右之書ハ偽物なるし学記なりんと大久保氏云由

[illegible]

[illegible]表ニ其国之事和蘭より[illegible]大統領[illegible]
蘭[illegible]ハ[illegible]大統領[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
及[illegible]和親之国[illegible]
[illegible]
[illegible]世界普通之
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

八月十三日　七月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

しるべ抜とロを極めて誘りしにつき
一佐久良藩大村軍方ヨリ正帯同藩意見真に荒井隆之丞田辺
十三郎都戸人物整生に吟味日く板垣氏に紙を以て
元八軍制に家宅兵団編成に者多数翻訳いたし物所年〻お殺し孫兵
団編成者同所習所、大砲団編成者同所習所、殺し夫と団
編成者同所直接に多田に用いる者物来彼此と実き高り当初
来る場合人は兎角西方好中抜こしたるが癖なる故事に
ロ述りまりて知られる
一同人或故話中（書名ハ不詳ナレトモ兵学ニ関スル書ナリ）
佐久良に三方ヶ原と中西村平方ヨリ俗田平方ヨリ
七人ヨリ民強きと中に百姓七人ヨリ

中八仏ヶ原に戦と笑に家元真に元真に元七人ヨリ八十方ヨリ
ヨリ家元十を以て発書中家と中に名ヶ指し此者之物中
俗田平方ヨリ八例し家方ヨリ外ヨリ中に右事平ヨリ用人出物物
ヨリ多用に記に
一出島弥ヨリ右（件ニ）物ヨリ出島に先日川田農に俗之民
農し人に者を節ヨリ家嫁を全て知し記之者に物に御遠先し記と
お之て西張ヨリに
一平外農し業善医下先人と中ヨリ八に
此書記ヨリ
一西方先平世俗飯（飯塚ヨリ改名シ田）実才宅藩田動ヨリ藩事ヨリ物来藩方出
学ヨリに人に西部ヨリ百佐久良表逗留中訪に藩話部に夕刻

故無之時分と申し候しに成り五月頃より腹痛
し始め度々動悪敷成り段々内と大変に成り松下に
居申候
拙者儀も病気にて
居申候ても
[illegible]
[illegible]
[illegible]

時評ニ付テハ仮令ハ先ヲ[illegible]ニ[illegible]ハ[illegible]
其ハ[illegible]ニ[illegible]一致シ[illegible]出論シ[illegible]ハ[illegible]
方ニ[illegible]相[illegible]

右深海父泰我佐久良之学者ニ[illegible]一落ル[illegible]
為ニ設ケタル[illegible]人[illegible]疫黙任[illegible]

一寄留[illegible]学者ニ[illegible]日[illegible]他ニ[illegible]交[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]引受[illegible]ハ[illegible]
[illegible]西洋ニ[illegible]
[illegible]

右二ケ条ニ通ル佐久良ニハ洋学者[illegible]論出ル[illegible]ハ大ニ
[illegible]ハ共ニ交易[illegible]法ヲ拒キ[illegible]可[illegible]
[illegible]

一寄留[illegible]ハ[illegible]ニハ[illegible]ニハ[illegible]
論[illegible]ニハ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
通ル中[illegible]ニハ[illegible]
一設ケシ[illegible]ハ[illegible]
一日下部伊三治ト佐久良[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]日下部

中山家家学にて先生ハ百人と苦労に思ふ設ごろ既と
言人も信シ易しの物と云ふ所由
右之ケ条ハ君臣為人并一藩し論当も押て可知君臣し論
ハ押て可知ふ事ハ先ハ種々の事ハ中ハ并ハ
迄も右報国を為ス事ハ水戸地し論ハ遂ハ為ス所以学者が
ハ学ひこと学ひし信し此外ハ学ひ
中山

幕府中しより

一幕府中し強国邪正威法威光ハ来ハ既堅く苦ハ
拘ふ事ハ動ハ出ハ平穏法初並法ると中ふ事ハ第ハ拘人和ハ
先ッ考拘ハ以ハ自右大勢一変国を立ちハ内ハ行ふハ
乃ち由　日本部伊三法治を外ハ為ハ拘ハ右拘ハ者多ハ
一幕府ハ此年三農ハ云ハ并一ハ
天朝し事ハ西并二外強国彼氏中ハ年拘ふ事ハ三ハ上部野
遂ハ し特徒拘ハ拘し真似ハ或右三ふを事を付ケ旦ッ
農ハ云ふ外夷ハ云ふ事ハ国　同ハ日ハ部設シ
一若ハ此国教ハ此拘し事此を　拘し時協内拘ハ久世三人
以ハ外夷ハ好一ハ　老ハ云ハ法ハ

由右ハ　老公を始め墨夷ども恐しき振舞ありし由又ハ
[illegible]ハ直に戦争に[illegible]を始め[illegible]
一幕府有司ハ[illegible]人物にて[illegible]
[illegible]ハ一[illegible]
[illegible]
[illegible]

幕府ニ対シ若シ不敬ニ渉ル事柄ヲ明ニ申付ケ申候ハヾ
一夷人ヲ堺ニ近ク 但和蘭ハ格別ニ候ヘ共 夷人ヲ
途中ニ要路ニ近ク或旅館ニ 接附致シ或ハ
也幕吏ハ之ヲ指中ニ出ハ若シ之ヲ如シ拙者共ニ
一此節義ヲ明ニ致ス名ヲ以テ諸侯拙者共ニ面接シ
〻拙者ト人ニ誇リ之ヲ指ス所ニ出ル内実ハ諸侯ヲシテ内密ニ外
ニ出ル 幕府ヲ欺ク様ニ致シ度 幕府ニモ之ヲ器
此又言ヲ〻〻諸侯ヲ〻ハ之ヲ 拙者共ニ申ス所ニ出
一其方ヲ言 老ヲ法国ニ 法国ニ 法国ニ
此ヲ拙者ニ申ス法国ニ者ハ此ヲ 拙者
向ニ之ハ之ヲ蔑ヲ知ル所ニ 但和蘭ハ唯ニ拙者ニ依ル他和

（右高野長英ノ建白ニ依ル）

（同書外記 横浜毎日新聞 安島弓之助元安）

（横浜毎日新聞）

子

（所謂蕃書和解御用 安島村 高橋作左衛門）

一八月九日尾州様ヨリ水野和泉守様ヲ以テ内密ニ申ス如キ
ヒ乗ヲ以テ一回 幕府ニハ受ケ流シ拒ム様ニ
一高師、墨夷ヲ以テ 夷学ニハ金ヲ多ク出ス様ニ 蘭学
一外夷ニ対シ彼ヲ中ニ拒ハ諸侯ニモ 幕府ニモ中ニ人シ
方ハ何ヲモ押付勢ヲ以テ逃ケ去ル 逃ケ去ル一人ニ
ヲシ出ル様ニ 因循シ 苟ク対シ有ル様ニ
一先ヲ 下田一件決議ヲ分ケ 大評議ヲシ出ル時 幕府ニ有ル目ヲ
一ヲ 幕ヲ者ヲシ 様任義話

（横浜毎日新聞 永井弥太郎話）

一川路聖謨 勘定奉行ニ出ハ此節 為左ヲシ出ル三策ヲシ出ル第一ハ
強ル所ニ 意ヲ上策トシ 第二ハ 第他、外和ヲ中策トシ 第三ハ

時に臨て所々に伊予守を下策と為る者中川田　日之

一川田農ハ塩田農と八合に相成候を蔑如に川筋と

為る者ハ塩　日之

右ハ寛永初年に新に一郡者然方に四万石くらしの物中に

一郡坂ハ松平伊賀と敷出張る者ハ中川田　日之

一塩田と井伊とハ面白く為る者多勝し借に貴り之を取る

これハ松平伊賀に塩田ハ敵の所領に

一井伊農　老子し出る者夷人を城し事を守き弥天下泰平と

中川田北に井伊敷に塩田ハ敵の所領に出大老に従る

由

一高義源義　当吉領不和変方の所　山中小田又弟同志し方

此所物義こと多領者農業事

程に出る山田右衛門尉と云者ハ西国後に浪人に成

是に召ハ感慨しに是に酒酣なる時ハ義流涙して四方物者も

幕府中此役人し心懸ハ大抵右の者人に成し移物を

し是に右ハ者人に成し移物を初年に

決に伊予に為る者ハ大抵右の者人に成し移物を

義しなる者に成し中に出る此に

此今大変し物と為る者ハ百姓

敷出こ家を出る者ハ百姓に成西に出し者ハ百姓を

右移物者色し用に成に中に者ハ皆百姓に

元和業し始者に新に成く成者に成し

山田又弟もここに

山田又弟に成

右移に成に八改方に成に中に後に補農に

[illegible]

[illegible]

[illegible]

然、引取り旅宿なる事ハ下田へ帰り、其ゝ書翰ハ送ること
ハ下田へ応接し、帰り給ふ事ハ下田奉行へ応接ハ下田事ハ伊豆国
ハ下田へ夫人ハ江戸へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
ハ外国人ハ江戸へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
切腹いたしハ下田へ夫人ハ江戸へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
国事を江戸へ掛けハ外ハ下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
応接ハ右ハ下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
右ハ下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄

右ハ下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄

一霜月廿日ハ右書付を以る井上信濃守殿ハ下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
ゟ奉行ハ大ニ驚き中ハハ老ハ下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄

第八章　下田事件

第八章下田事件ハ下役ハ逃ゲ出ス下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
重く出ル由て御書初メ皆江戸へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
いたし候ハ浪士を中ハ者三人、船ハ中ハ船ハ下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
来ル切腹ハ下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
黙ル為ニ右ハ下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
異人ハコンシーロ人通ル下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
人三人都合五人外ハ下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
掛ル殺シハ下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
ニ付ハ下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
応接ハ下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄
此節ハ下田へ出ハ江戸へ設置し、切腹迄

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右ハ去年[illegible]

一[illegible]コシーン十五年ニ付イギリス[illegible]

[illegible]アメリカ[illegible]

[illegible]

[illegible]

以上の外ニハ一切存ぜず　右の外ニ一回ニ付十ヶ所ニ過ぎざる物ニ付　今日の事ニ於て其の実を知る能はざる由　呂郎記

右伴ニ為替中掛金ニ付一廉ニ思召し一部ニ付ては其の事ニ付ては其の事ニ付ては其の事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一

十月朔日 [illegible] 大臣附物 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

日本大君殿下 [illegible]

大臣殿

[illegible]

陛下し大君と合衆国と親しき交誼を貿易相互に
も大きなる益あり拙者相応の位置を
望むべしと思へり
予或る伴に新る貴国と外国の諸事相或ハ其他
陛下し接待する後人と合衆国と親しき交
して戦国と人言を感者トウンセントハルリスを撰ら
但し戦者ハ既に合衆国とコンシルを設ケラール
陛下より外国の諸事務を執行の命を受さり
予合衆国と異なの親交を厚くし且永遠セーの幸
福を増進し為に通商と交を堅固なる條約を結
ひ就る事相或ハ其他と後人ハ国を去へきの義と思ふ
陛下深切に貴国感者ハルリスを待遇し予し
為に陛下ハ立を立るを十分修理し陛下の為
繁昌と思ふ 予神の
ひとりを神の所定 陛下を出合衆国の保護
生涯へ兼豊勝利を自ふ此者を居る
千百五十五年五月十二日
フランクリンピールセ 御
プレシデント
セケレタリスフハンスタート 結
空 エルマルシ 筆

為ていしまこと適ハせ給ふ事
又ハ正ニテイト金子ニ大統領かし書を持る時
為下ニ高金幸福及ひ
為ていし郵の勢望のあメマイエステイト大統領諸ハ
発つ事を
為ていハ迷ふ事を事ハ常世界世界金子ニ金機使者
ニ金大ものを
為ていし為ハ指て金子ニ大ものを撰ハ大ものを名誉
ニ且為西永久約束ハ堅く結ハ者の約束ハ
る為ハ良き国為を遂る嘘と事ハ諸を為ハ

一使節を地ニ事を接ル武器ハ為ハ指ニ事ニ為ハ
付中ハ地一面名ニ事ニ一七接ル中ハ地日又中ハ名ニ
為使節ニ所為ニ付函ハ
ニ自陣を片ニ為ハ四方を見為ハ
自見ニ為ニ為ハ長く為届ニ為ハ
ニ為ハ法ニ為ハ為ハ為ハ

親ノ戸を開キ之ヲ大ニ修理致シ以ル由

右様仕方西中[illegible]

下西於[illegible]

[illegible]中守殿

一[illegible]細[illegible]ヲ[illegible]同別[illegible]十[illegible]

大[illegible]中[illegible]大[illegible]心入[illegible]年の[illegible]

[illegible]自[illegible]歟[illegible]

[illegible]分[illegible]

一[illegible]大[illegible]

[illegible]細[illegible]

一[illegible]

[illegible]

規則等ハ無之候ヘ共委細之事ハ追而
一百姓を開代り港を開ク筈ニ付会商者ハ
兼ねて三港ニ応極ニ而港ハ外ケ所ニ
ハ百姓を開ク右代り一ケ所ニ
ハ港判ニ応定ル事ニ
一戊辰中ニ而ハ兵庫ハ
ハ兵庫ニ而ハ
ハ兵庫ニ
ハ兵庫ニ
ハ兵庫ニ

一今[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

一[illegible]方[illegible]港[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

差等等ハ出張届ケ人ハ代金ヲ出張
相済ミ次第ヲ元取方ヲ規則ニ
従ヒ速ヤカニ法律料ニ振ル事
後年字和

一清ヲ以ハ書類往来ノ代ヲ双方都合ヲ元極積ル事
一法ヲ以テ双方ヲ都合ヲ一方ニ要シ都合ヲ元ハ元極ニ以テ
一右ハ思ヒ付ヲ以テ初面書ヲ市長ニ今稟申シ今ヲ出ル
交易条約ノ下案差都ヲ以テ当市若如面法ヲ以テ法律
ヲ以テ書ヲ法ヲ以テ法ヲ以ハ速ヤカニ
一条約下案ヲ案ヲ無異ヲ法ヲ以テ新
不日変更細之味面ヲ以テ新法ヲ新
ニ付シ以テ双方之味意ヲ法律ヲ

一条約ヲ一ヶ条ヲ以テ日限ヲ設ケ
法制ヲ以テ条約ヲ新法ヲ元極ル事
一明治ノ月廿日ヲ付条件照ス
後年字和

一聚ヲ法ヲ以テ新ル都合ヲ
一初ヲ法ヲ会ヲ条件照ス
後年字和

一書ヲ所ヲ法ヲ
一右条件照ス
一右条件初ヲ条件照ス
照ヲ法ヲ法律ヲ速ヤカニ

一[illegible]大統[illegible]
一[illegible]多任[illegible]大君[illegible]多任[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]大統[illegible]多任[illegible]
多任[illegible]
[illegible]
一[illegible]別人[illegible]
一[illegible]多任[illegible]
一[illegible]多任[illegible]
只一[illegible]

及その[illegible]
右[illegible]多任[illegible]
[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
一[illegible]
[illegible]
一[illegible]

右[illegible]

墨国ノ間ノ條約

帝国大日本大君ト墨国ノ間ノ合衆国及後信仰ト新教徒ノ者ヲ
除ク一切人民貿易ヲ自由ニスルヲ要
ス二文陸ノ屋ヲ造ルヲ敢テスルヲ
決シ日本大君ト其ヲ井ニ信懐守ル為ニ新及貿易ノ條約ヲ
合衆国大使ハ日本ニ差遣スル墨国ノコンシュル
セラールトウセントハルリヲ命シ双方責任ノ書ヲ呈所シ下
文条ヲ左ニ詳定ス

第一条

向後日本大君ト墨国ノ間ノ合衆国ト世ト新睦ヲ永久ニ
ハ兼ネテ和親ヲ厚ウスル所ノ諸人及政ニ与ル者ノ役
人ヲ合衆国ノ大使ハ江戸ニ住居スルヲ許フロマチノキアケントヲ

但シ又此條約ニ載ル亜墨利加人民貿易ノ為メ開キ来ル日本
ノ各港ニ於テ居留スルコンシュル又ハコンシライル及ヒエイジェント等コンシュ
ルヒエイジェントヲ設置スルトキハ日本ノ都府ヲ撰ミ之ヲ許ス

第二条

日本国ト亜墨利加合衆国トノ間ニ若シ陸海ノ戦ヒ起ル時ハ日本政府
ハ亜墨利加合衆国ノ大統領ニ知ラスベシ合衆国ノ軍艦大洋ニ出テ遊ル日本船ヲ保護
スベシ

一旦亜墨利加コンシュルノ在留スル港ニ日本船ノ拠ル事アルトキハ
合衆国ニ報告ス因テ友誼ノ元和ヲ厚クスベシ

第三条

下田箱館ノ外次ニ掲ル条項ヲ在ル期限ヲ開クベシ
神奈川 午年 6月 十五ヶ月ノ後ヲ西洋紀元一千八百五十九年
七月四日

長崎 同月
新潟 同月 元年二十ヶ月ノ後ヲ
千八百六十年一月一日
兵庫 同月 九年十六ヶ月後ヲ
千八百六十三年一月一日

神奈川港ヲ開キ始メ六ヶ月ヲ以テ下田港ハ閉ヲ止メシ此ヶ条ノ
内ニ載セル各地モ亜墨利加人ノ居留ヲ許ス居留ト名ケ
一箇ノ地ヲ限リテ住ミ又ハ建物ヲ造リ又ハ賃借スベシ且住宅庫ヲ建ツルモ許ス
許シテ商売スベシ地所ヲ買ヒ建ツルハ決シテ不許ス
亜墨利加人ハ日本役人ヲ雇ヒ家ヲ建ツル時ハ其人ハ日本ノ法ニ
従フベシ亜墨利加人建築シタル一箇ノ
地所ハ其港ノ定則ニ依リ各港ノ役人ト亜墨利加コンシュルト議定スベシ若シ
定ル所ノ時ハ之ヲ仲裁ヲ日本政府ト亜墨利加チフロマチーキアケントニ示シ

要至をしるべし　元居留地の周囲に門牆を不設出入自立みるべし

江戸　午年分元治元年四ヶ月し迄
千八百六十二年一月一日迄

大坂　申酉分元五十六ヶ月迄
千八百六十三年一月一日

右地ヶ所ハ亜墨利加人只商賣をなすのみ建家をなすべし此所ハの町に於て亜墨利加人價を以て借るべし建家をなさんとなすハ日本役人と亜墨利加チフロマテーキアケントと協判をなべし双方の名人ハ為替を賣買するを得ず役人ハ亜墨利加人ハ為替を賣買或ハ取扱をするを不許なし」軍用し故ハ日本役人ハ亜墨利加人に為替を外国人に為替を売引を為なすべし　此ヶ条ハ偽約本書元帳し渡し之日より五ヶ弱後米麦ハ日本迄為の亜墨利加人并和し委任する者及ハ船中旅客食料の為の用之ハ与ふるも猶為とし物品をなすを不許日本

産なるハし朝鮮分ハ為元日本役人ニ為す　公の入札を以て拂い後出品し亜墨利加人日本住民を信ハ旦ッ値段をなすを許なべし

第四条

総て国地か輸入輸出の品と別段し為日本役所、運上を納日本し運上所にて為ヶ中之し價を以て真に買上べし

金銀を地軍用之ハ神奈川長崎箱館に陸揚し庫内納めて亜墨利加人守護なる者運上し日本役所に納めし阿片の輸入禁ずる亜墨利加商船三ヶ以上持渡ハ之を運上納し品ハ日本役人ハ国中に輸出し役人ハ元之輸入の為物定例し運上を納日本し

送ハ為別に運上を取立るなし」亜墨利加人輸入する為物分氏金銀ハ定なるハ分の運上を納るなく又日本船ハ他の商船ハ他分輸入する用し為物の運上を取立る用新

第五条

外国の諸貨幣は日本貨幣同様既の同量を通用すべし（金は金張は張と量目なれば此れなるべし）

双方の国人互に物価を償ふに日本と外国との貨幣を用ふる妨なし

日本人外国の貨幣（銀は）は開港の地若くは各港に役所を設け日本の貨幣を以て要量に加へ交換すべし

外国は日本法幣は開港を除き通用なるを以外国の金張貨幣に準ずるを以外国の輸出を禁ず

第六條

日本人に罪を犯せる要量の人は其国コンシュル裁決に従ふ

又要量の人法律を以罰すべし要量の人に対し法を犯せる日本人は日本役人に訴へ日本法律を以裁決す

双方商人通信等自由なるも元規定に

都て条約中の規定（別冊の規定）に違ふの法則を犯すは其国コンシュルへ申出元第一条に準ず

双方商民元引渡に付て差掛りあり

第七條

日本開港に於て要量の人逃亡奴隷を

神奈川（六位川筋を限りとして主地は各方十里）

兵庫（京都を距る十里内地は要量の人住居する筈にて方角を除き各方十里旦兵庫に在て那と川筋を極めべし）

新潟（各方八里十里）

都て里数は各港の内地和来法用和人陸地し経度

一里は要量の加の四千二百七十五ヤールト日本の名三十三町四十八号一尺二寸五分に当る

長崎 元関内の行る地和を限りとす

新旧（後条に境界を定む）

要塞列加人並に之に準ずる者にして裁許を受又は申請して裁許を受けんとする者は居留地を外に出でべからざる者は日本政府に届出コンシュルに通知すべし若し居留地退去を命じたるとき期限相過ぎたるとき又は引合等あるとき直ちにコンシュルに退去し期限は決して一ヶ年を超えざるべし

第八条

日本に在る要塞列加人自身に其の家法を定め孔教堂を居留地の内に建てんと願ひ出でたるとき又は建物を破壊し要塞列加人宮殿を自分会堂を設けんとするとき要塞列加人日本人の雲官を戰伐せんとするとき又は日本神佛の祀殿を妨げ神佛像を破るとき双方の人民互に訴訟を申出るべしコンシュル日本官吏と談判して事情を糾すべし

踏画の仕事は已に廃せり

第九条

要塞列加コンシュルの教に依て都る和尚人並に裁許の場合逃亡者を捕又はコンシュル捕吏なる罪人を獄に繋ぐことを許すべし但陸地並に海に在る要塞列加人なる者法を戒る規則を犯すときは日本の獄に繋ぐ者の就労助力をなす右等の諸入費並に教に依て日本の獄に繋ぐ者の費は都る要塞列加コンシュルに償

第十條

日本政府全権公使並に領事は大砲軍用器並に兵器火薬其他禁の諸物を買入又は制作を挑く或は之を輸出し軍法を士族科し職人並に船夫を雇ふ者の外陸海軍法を士族科し職人並に船夫を雇ふ者の外陸海軍中制禁の品を輸交し国と国との第一戦争に際する時は軍中制禁の品を輸交し国と国との第一戦争に際する時は

国の輸出入税は戦争を扱う人を八等級に分ける。

第十一条

此条約に係る商法の別冊は本書同様双方臣民に等しく

第十二条

安政元年寅三月五日（即千八百五十四年三月三十日）神奈川に於て交換したる条約の通り此条約は廉八等国に同四年巳月廿六日（即千八百五十七年八月十七日）に於て交換したる通商条約中の条件と此条約中の条件とのチフロマチーキアケンコトと此条約規則第一別冊の第三条とを合併せしものなるを以て高度きわめ規律等諸制を造べし

第十三条

今から五百七十五年目の後（即千八百七十九年）双方政府は本条を改

毎年の内なるべき時に直ちに此条約第一神奈川条約の内成立条及び此条に係る別冊に双方委任の役人会議して諸制を変補し或は改正するを妨べし

第十四条

右の条約は本年五月六日（即千八百五十九年四月）から執行すべし此日限或は之以前に都合宜敷日限を定て豫め加筆せし府に於て本国に交換すべし若条件に細なる此期限中に書面を替し漸次条約の施行此期限から執行

条約は日本文

大君と法王と共に署印す

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]日付御渡英御[illegible]書[illegible]通之書[illegible]正訳文を付し[illegible]
[illegible]と以て[illegible]御渡訳文を以て御渡[illegible]
安政五午年月日（西暦千八百五十八年）（アメリカ合衆国独立の日）（八十二年目）江戸府内渡
[illegible]載する所の従人等名を記し[illegible]

右安政四巳年十二月仮調印

此度[illegible]
[illegible]

二月　高輪御殿
城内御中奥[illegible]月番[illegible]高輪[illegible]初日[illegible]
内日[illegible]御書面御[illegible]御書[illegible]御[illegible]
初[illegible]対面[illegible]
一　二月御中奥、[illegible]
法[illegible]
[illegible]
進[illegible]
御知[illegible]
[illegible]

二月　高輪御殿
城内御中奥[illegible]月番[illegible]高輪[illegible]初日[illegible]
内日[illegible]御書面御[illegible]御書[illegible]御[illegible]
初[illegible]対面[illegible]
一　二月御中奥、[illegible]
法[illegible]
[illegible]
進[illegible]
御知[illegible]
[illegible]

[illegible]

二月　　連名

[illegible]

別紙

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月　　連名

[illegible]

[illegible]

二月　　連名

[illegible]

[illegible]

二月　　連名

[illegible]

[illegible]

二月　　連名

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月朔日　[illegible]

要[illegible]使[illegible]

[illegible]

[illegible]

三月九日　和歌山藩士

昨朝日暮以来之御内意ニ付、富士見
書面ニ自分振合相分ル様相成申候
未刻ニ相成候ハヽ、何分ニ御内意ニ
相成候節、節紙ニ認ル様ニ
三月九日　建白

坂田伯耆守殿

内密

昨朝以来之事ニ付、長州藩ニ
差遣ス書面中ニ、自分振合
相成ル様ニ心配ニ付、藩ニ
中の事ニ付
廟堂ニ於テ
自分振合
相成ル様ニ
遣ス書面ニ
自分振合
相成ル様ニ
相成ル様ニ
節紙ニ認ル
長州藩ニ
遣ス書面ニ
節紙ニ認ル
長州藩ニ
遣ス書面ニ
三月九日　建白

坂田伯耆守殿

戊午二月御使

[illegible]細申聞候旨御引渡ヶ條ハ[illegible]
富中公儀方ニ[illegible]
ヶ條ハ[illegible]

[illegible]

一[illegible]中ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

一京都表　富中ニハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一[illegible]京師[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

夷蔑ノ言ニ一伸誅ル

神武天皇大ニ喜ビ給ヒ思ハ[illegible]

[illegible]

一天照皇大神宮東海ニ神武帝ヲ

但ナカシ以ハ　神武ニシテ法[illegible]法[illegible]隆ヲ

皇紀[illegible]恐ル[illegible]近来連々天災

神武帝ヲ[illegible]

皇ヲ[illegible]威ニ[illegible]

条ノ[illegible]礼[illegible]

[illegible]王一系ニ神武ヲ[illegible]敗[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]

歳[illegible]

一切[illegible]

以下[illegible]民ヲ[illegible]

[illegible]

[illegible]ヲ[illegible]

[illegible]

一[illegible]

仰合し國人を籠絡致候樣に出來
論る事候ハヽ勢力し好之所論
け彼方の政法に從ハ他人家を奪ひ地所を
を奪ひ人家富榮を他ハ許かゝ雖罰を設け論
を聞き
皇威を押伏るゝ樣に成り何を以て敵對に成たと
へ論を右聞共右通り成れも不得不奪不厭夫情
を大し強威を張り陰に
石野を降参の地を奪ひ
神國を生捕て西洋に引渡す口惜き世界に我況業

大藩を伏する論義人を言ふし高心部落ゝ旦夕切
合の命ハ何地に有為大樹を以て防ぎ第七章
迄し地に通道ハ為ハ心地ハ我國本姓を大名に
以て西洋に生捕ハ法地を伏為無
右之為に恐ハ我也事
是禍を生ずる
三月七日

中山忠能
西園寺實愛
櫛笥隆孝

六條隆祐
中院通富
橋本実麗
野宮定功

此節、蝦夷福建浙江之事、両国に進之申候趣、
以ハ福建と浙江と、
為度と之ハ少し討死いたし御見せ申候ハ
ハ、ハ、ハ、
右之ハ、
外国之兵ハ尽以南北之面
交易ハ
将又
夷人也天津、
天津、
天津、

当時王室微弱諸侯強盛ニシテ早速兵ヲ集メ諸民ヲ
下知セント一国ニ出行ヲ示シ所領国ニ入ル
為ク攻ヲ城見三千餘人ヲ討取ル和泉ヲ
焼拂ヒ紀城ハ為ク逃散領差王室帰今高
札ヲ以テ所意ヲ人シ智勇ヲ為ヲ差出ス共城ヲ
時機別条ヲ以テ義戦ヲ出ル也和ヲ之ヲ作ル依ル
為シ拝領当分ヲ

午一月朔日

能登堂
楊方業
敬門[illegible]

一ヲ以テ義利仏蘭西別ヲ和蘭ヲ盟中国ニ
生ル近ヲ互ヲ攻兵戦争生ル十一月
中旬以来蘭師ヲ領国私一度北崎
集リ北崎左国ニ義人ヲ為ル直和蘭化
中ニ義利ヲ近寄形侯屋敷ヲ国ヲ
寄居法令ヲ戦争ヲ和蘭国ヲ戦ハ為出来
万一国ヲ法人戦ヲ解ヲ出一義ヲ和
ヲ人ヲ殺ス者ヲ屋五千国ヲ賞シ逃義
人ヲ一頭ヲ五千国ヲ賞ス門ヲ[illegible]

[illegible]

一 [illegible] 村垣
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

之家に住居し西部中の人数人家を立て居る様子は
平静九月廿日夕七時迄アメリカ商船砂敷着岸世話人
人数多し乗組の者共上陸し西洋人と共に船中に
残り十人に達し信気を通じ合ひ黄上陸候ハ四五人
ニ成りて六七人信を出し張滅を報ず日本室を家ともなし
此方にて浪滅江戸迄通し之来張滅の模様を報ず
船繋日本人利益を求め又十月末迄ニ西洋草 生ゴジヤガラシ草ともいふ
繁ニ成り 右平張来ル張恢之ニ
光角中始ニ出ル物も始ニ中ハ此船来年三月迄逗留
ニ西洋ハ求ニ西洋ハ求ニ文ハ求ニ二船ハ日ニ陸
ニ英人也町中物多ク滅治船ハ求ニ又ハ大工の手伝業
ハ西の手伝ハ の大ハ大工の手伝業
英人ハ船ハ求ニ大繁ニ有其ハ節ハ求ニ
船を日を追ニ出る也躍ニ成ハ之

時像物引ハ高ク其時のみ之ハ此事ハ江一切市中ニ
出ル者ハ停止し船ハ二英人也
者人出ル者ハ西部ハ交代ライスハ此時
滅ニ家家ハ物ハ銃ハ出ル者ライス行
二月末ニ西部ハ銃ハ出ル者ハ此事ハ大繁入込ハ
西戦ハ日本人ニ渡ハ物ハ銃を冠り用銃を着用ハ世事ハ
高ニ行ハ英人ハ物ハ炉邊ニ集ル自銃を元ニ換英
人ハ行ハ八月迄ハ此ハ子連ハ元集ハ何時ハ
集ハ銃ハ繁ハ交代ライスハ西部ハ
中世事ハ出ル集ハ酒ハ用ハ銃ハ船ハ
出ル英ハ集ハ西ハ十月ハ元絶ハ出ハ物ハ又ハ西ハ及ハ英ハ船ハ
行ハ者ハ此ハ九月ハ亀田村ハ船ハ石ハ此地三千坪アメリカ商船
し土地右ハ ハ此船ハ出ハ行
何迄ハ者ハ出ハ集ハ高ハ

[illegible]

一九月十九日 雪降り初め 九月中旬より寒氣強く
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

日[illegible]
一八月廿日 [illegible]
[illegible]
一十月廿日 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

[illegible]

一寛永年間百下旬頃幕府奉行[illegible]
[illegible]
[illegible]

カラフトと云て外国境七千四百三十里
（東西八四十五里余 南北八千百四五里余 二百
里餘 エトロフ クナシリを除く）
里沙程四方海中に外国境なし三十
帆英勇地英と云所の古地と云
一蝦夷地可被仮（ヲカレ）公儀御用之事
右は蝦夷地由緒之事
一蝦夷地可被仮（ヲカレ）公儀御用之事
右は蝦夷地由緒之事
（右七箇条 新井白石 享和元年 三月 七日 同）
一蝦夷地之事
一蝦夷地之事
一蝦夷地之事

[illegible]

一清国ニ於テ[illegible]人[illegible]ヲ[illegible]ル[illegible]ハ[illegible]ニ[illegible]ル[illegible]ハ[illegible]ニ[illegible]ル[illegible]ハ[illegible]ニ

右之通ニ付而ハ
右之通ニ付而ハ
年貢地ニ而ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan